

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月4日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センターA系No.11、13最終沈殿池採泥機緊急対応措置工事

2 履行（納品）場所

中区本牧十二天1番1号

3 契約日

令和3年7月20日

4 履行日又は履行期間

令和3年7月20日から令和4年3月25日まで

5 契約金額

¥25,300,000. —（うち消費税及び地方消費税相当額2,300,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三機工業株式会社 代表取締役社長 石田 博一
東京都中央区明石町8-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、A系No.11、13最終沈殿池採泥機等が故障し、反応タンクへ汚泥を返送できず、水処理に重大な支障をきたしているため、緊急に機能を回復するための修理が必要となり、緊急に施工を行える体制を有し、部品供給等について速やかに対応できる業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

A系No.11、13最終沈殿池採泥機は、三機工業株式会社が独自の技術により設計・製作及び据付をした機器であり、本設備の修理を行うに当たっては、採泥機の詳細なデータおよび図面を所持し、仕様及び機能を熟知した上で、専門技術並びに特殊工具を使用する必要があり、緊急な対応が可能のため選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部中部水再生センター